

政令第三百四十三号

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十二月二十五日とする。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。